

丹比小学校いじめ防止基本方針

羽曳野市立丹比小学校
令和7年4月11日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本方針(理念)

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。そしてまた全ての子どもに関係する問題でもある。いじめの防止等の対策は、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもたちが十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの未然防止等における最も重要なポイントは、学校、家庭が連携して情報収集に努めること、起こりうるすべての問題事象はいじめの可能性があると意識し対応することが大切である。そしていじめを受けた子どもの生命・心身を保護し、安心して学校生活を過ごせる環境づくりをすることが特に重要であることを認識しつつ、時には関係諸機関等の連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

丹比小学校は「豊かな心と、たくましく生きる力を身につけ、進んで行動できる子どもを育てる」を教育目標とし、「学び合い、支え合い、やりぬく丹比の子」をめざす子ども像としている。「支え合う」はまさにいじめとは対極にある行動であり、いじめを許さず互いに支えあえる子どもたちを、学校はもとより家庭さらには子どもたちの大きな力となっていただけの地域の力をもお借りして、育んでいきたいと考えている。さらに、「礼儀正しく 一所懸命」の大切さを日々子どもたちに伝え、それが伝統となるべく日々学校生活を送るとともに、子どもたちが自分でよく考えて、正しいこと、楽しいこと、ためになることなどができる活動を通して、自尊感情をはぐくみ、豊かな人間関係づくりに繋げるよう取り組んでいるところである。

令和7年度は、未然防止、早期発見のために普段からの人間関係づくりを基盤とし、どんな時もチーム対応を心がける。組織対応には絶対欠かせない報告・連絡・相談を全職員に徹底するとともに関係諸機関と連携を図りながら一丸となって取り組みを進めている。

子どもたちが安心して登校し、心身ともに安全な学校生活を送ることができるとともに、教育活動全般を通し「礼儀正しく 一所懸命」を実現する、いじめのない学校づくりをより一層推進していくために、ここに「丹比小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2. いじめの定義

○ 「いじめ」とは

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

○ 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしゃからかい, 悪口や脅し文句, 嫌なことを言われる
- 仲間はずれ, 集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり, 遊ぶふりをして叩かれたり, 蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり, 叩かれたり, 蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり, 盗まれたり, 壊されたり, 捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり, させられたりする
- パソコンや携帯電話等で, 誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景になる事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3. いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会(学校いじめ対策組織)

① 構成員

- ・校長 ・教頭 ・首席 ・指導教諭 ・児童支援コーディネーター
- ・各部会部長(指導部・人権支援教育部・研究部・健康体育部) ・各学年代表
- ・養護教諭 ・通級指導担当 ・支援教育コーディネーター
- ・各学級担任(通常学級・支援学級) ・学年集団 ・授業担当
- ・校区スクールカウンセラー(SC)
- ・大阪府及び羽曳野市スクールソーシャルワーカー(SSW)

※ケースにより必要に応じて構成員を選出するものとする。

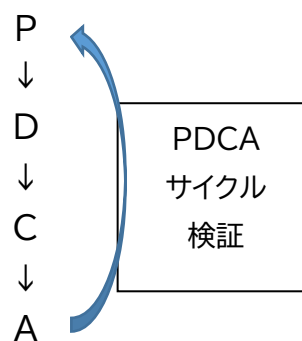
構成員の役職等は同一人物が兼ねている場合あり。

※内容状況に応じて、河原城中学校、羽曳野市教育委員会、羽曳野市こども家庭支援課、富田林子ども家庭センター、羽曳野警察、医療・福祉の専門機関等の関係諸機関との連携した取り組みを実施する。

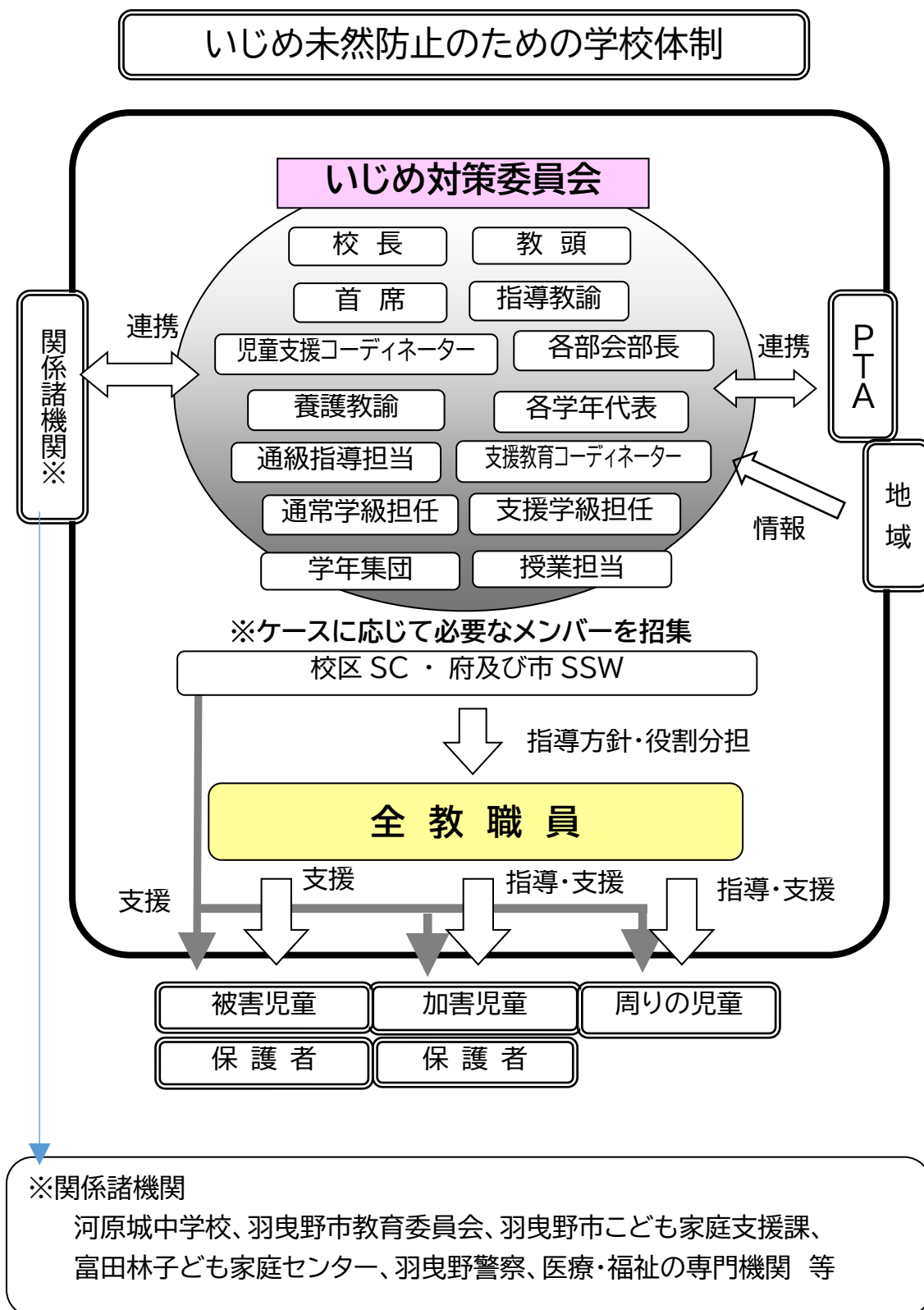
② 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめへの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ケ 学校いじめ防止基本方針の見直し

※学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、見直す



(2) 指導体制・教育相談体制



4. 年間計画

羽曳野市立丹比小学校 いじめ防止年間計画		
	校内・教職員	児童・保護者・教職員
4月	○いじめ対策委員会の発足 ・年間計画の確認、前年度事象の引継ぎ、情報共有 ○職員会議 ・「いじめを許さない」意思統一 ・「学校のきまり」(指導部)～全体確認 ○子どもと学校を考える会議(子学会議) ・年間目標・自尊感情をはぐくむ取組みの策定	○保護者、児童への相談窓口周知(年度始め) ○家庭訪問 ○年間目標と自尊感情をはぐくむ取組みの策定(各学年・学級・委員会)→放送等で校内に共有
5月	○いじめ対策委員会 ・「学校いじめ防止基本方針」の更新 ○職員会議 ・「学校いじめ基本方針」の確認 ○校内研究授業(研究部) ～つながりのある授業をめざして	○「学校紹介」 ・プレゼンにおいて「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6月	○生指事例報告会(全職員) ・各担任からの報告及び対策の検討 ○「こことからだのアンケート①」の結果の対策と検討(学年、指導部)	○「こことからだのアンケート①」実施(全児童) ○林間学校(5年) ～集団づくり、コミュニケーション能力の育成
7月 8月	○子どもと学校を考える会議(子学会議) ・年間目標・自尊感情をはぐくむ取組みの共有検証 ○夏季研修会 ・いじめ・生徒指導・児童理解に係る研修	○保護者個人懇談 ○あいさつ運動(児童会) ○保護者、児童への相談窓口周知(長期休業前) ○校区外巡視～休業中の過ごし方の把握
9月	○夏休みの児童の生活実態把握(指導部) ○運動会の検討(健康体育部) ～体力づくり・集団づくりをめざして	
10月	○校内研究授業(研究部) ～つながりのある授業をめざして	○運動会 ～集団づくり、コミュニケーション能力の育成
11月	○生指事例報告会(全職員) ○「こことからだのアンケート②」の結果の対策と検討(学年、指導部) ○道徳授業交流月間(人権支援教育部・全学級)	○「こことからだのアンケート②」実施(全児童) ○修学旅行(6年) ～集団づくり、コミュニケーション能力の育成 ○大縄集会(体育委員会)～集団づくり ○生き生きネットフェスティバル(中学校区行事) ○ふれあい運動会(地域行事)
12月	○いじめ対策委員会 ～状況報告と取組みの検証 ・いじめ・生徒指導・児童理解に係る研修	○保護者個人懇談 ○あいさつ運動(児童会) ○保護者、児童への相談窓口周知(長期休業前)
1月	○冬休みの生活実態把握(指導部)	
2月	○生指事例報告会(全職員) ○「こことからだのアンケート③」の結果の対策と検討(学年、指導部) ○校内研究授業(研究部) ～考える力・表現する力を育てる学習指導 ○学校教育アンケートの結果集計と検討 ○「学校のきまり」の年度末検討～次年度に向けて	○「こことからだのアンケート③」実施(全児童) ○丹比小学校教育アンケート実施(保護者・児童)
3月	○子どもと学校を考える会議(子学会議) ・年間目標・自尊感情をはぐくむ取組みの総括 ○職員会議 ・年間の反省、次年度に向けて検討と確認 ○いじめ対策委員会 ～年間の取組みの検証	○年間目標と自尊感情をはぐくむ取組みの総括(各学年・学級・委員会)→放送等で校内に共有 ○「学校のきまり」 ・次年度に向けての指導及び啓発 ○あいさつ運動(児童会)
通年・定期等	○指導部・人権支援教育部 ～毎月・事例共有 ○職員会議・子どもと学校を考える会議(子学会議) ～毎月・各学年の状況報告と指導支援・対応の共有 ○職員朝会 ～毎日・緊急案件 ○ケース会議 ～随時 ○自尊感情をはぐくむ取組み(各部会等)	○登校時あいさつ運動(地域見守り隊及び職員) ○ペア学年交流(指導部特別活動係) ○校外学習(学年) ～適宜 ○自尊感情をはぐくむ取組み(各学年・学級・委員会) ・主体的な委員会活動、SDGs につながる取組み ・「心の大いさ」「ハートのなる木」(いいとこ探し)

5. 取組みの推進

(1) 取組み状況の把握と検証

- 児童支援コーディネーターが中心となり、各教職員と連携しながら日常の情報集約と組織としてチームで取組み推進に努める。
- 指導部及び人権支援教育部において毎月の部会で子どもの現状報告・情報交換を行う。また、必要に応じて職員朝会や職員会議で情報を共有する。
- あわせて、教務部会の企画運営のもと、子どもと学校を考える会議(子学会議)を毎月定例実施し、子どもの状況理解と指導支援や対応の共有を図るとともに、各組織・各学年の目標や子どもの自尊感情をはぐくむ取組みについて交流と検証を行う。
- さらにそれに加えて「いじめ対策委員会」を年度当初と各学期の終わりに基本的に年4回開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるかを検証するとともに、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた「丹比小学校いじめ防止基本方針」や計画の見直しなどを行う。

(2) 教職員の資質向上のための研修計画等

教職員のいじめを防止するための資質向上のために以下のことを行う。

- ① 人権感覚の育成のために、毎年1回外部講師を招聘して研修を行う。
また、校内研修にていじめ・生徒指導・児童理解にかかるテーマで協議を行う。
- ② 学校教育自己診断(「丹比小学校教育アンケート」)の結果を効果的に活用し、共通認識を行う。
- ③ 「こころとからだのアンケート」を学期ごとに実施し子どもの様子を的確に把握するとともに、その結果について指導部で対策と検討を行い、必要に応じて職員会議や子どもと学校を考える会議(子学会議)等で共通理解を図る。さらに必要と思われる時には臨時的にいじめ対策委員会を招集し、より詳細な対策と検討を行う。
- ④ 各学級での課題を担当だけで抱え込むのではなく、学年教師集団で共有化し、常に学年として取組みを推進することでOJTを活性化させる。また特に重大な課題については学校全体の問題として、策定した「問題行動への対応チャート」に照らしてレベルによる適切な対応できるよう、児童支援コーディネーターはじめ他の教職員と積極的に協働し、必要に応じて職員会議や子どもと学校を考える会議等において学校全体で共有化する。
- ⑤ 年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組みが計画性をもって、系統的に一貫して行われるように常に意識し、そのための機能性と機動性のあるシステムを確立させていく。

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学年・学級自体が、徹底した人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。学校はすべての子どもが安心して学びあえる場所であるべきであり、そのためには学級にはそれぞれの子どもの居場所がなければならない。

その実現のために、一人ひとりを大切にし、互いに高めあい、支えあう集団づくりに努める。また、そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動のそれぞれの特徴に応じ、全教職員が共通認識をもって、教育活動全体で推進していく。

特に、子どもたちが他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な取組みを計画的に行うことが重要である。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団として質を高めていくことが必要である。

2. いじめ防止のための取組み

- (1) 教職員は平素から自身がいじめに対する認識を深めるとともに、するどい人権感覚を身につけるよう努力を重ねる。また、学校としていじめに対する共通理解を図り、一人の教職員が自分だけでいじめの事象を抱え込むことなく、学年や児童支援コーディネーターなど他の教職員との協働の下、学校が組織として一貫した対応にあたることのできる体制を整えておく。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するためには、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、子どもが円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのためには各教科、特別の教科道德、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動のそれぞれの特質を生かした指導により、全職員で共通認識をもって、教育活動全体で子どもの力をはぐくむ。特に、特別の教科道德においては、全校的に積極的な教材研究及び授業交流を実施し、学校全体で子どもの心の育成を図る。
- (3) 子どもが心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを、各部会において研究・提案し、各学年・各学級・学校全体で行う。
- (4) いじめにつながりやすい嫉妬などの感情を減らし、全ての児童が「認められている」「満たされている」感情をもてるよう、子どもの自尊感情をはぐくみ、自己実現にむけて、児童支援コーディネーターを中心に教職員全体で策定した「丹比っ子スタンダード」を基本として、各組織や各学年において、年度当初に目標をたてて取組みを計画し、年間を通して活動し、年度末には取組みを検証する。学校全体で共有することで、発達段階に応じて系統的に子どもの自己有用感や自己肯定感の向上を図り、豊かな人間関係づくりや人権感覚の醸成に繋げる。
- (5) 観衆(同調・はやしたて)や傍観者(見て見ぬふり)になることなく、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を子どもにしっかりと理解させ、学校・保護者・地域の誰にでも安心して相談できる体制を整える。
- (6) 登下校時の見守り活動からもわかるように、丹比小学校区は子どもへの見守り意識の高い地域性をもつ。それを生かし、学校・保護者・地域が連携しアンテナを高く保ち、常に子どもの様子を敏感に感じ取るように努め、子どもがいつも周りの大勢の大人に見守られていることを実感できるようにする。
- (7) 教職員の言動が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。また指導内容については学年集団で可能な限り共通理解するとともに、必要に応じて各部会や会議等学校全体でも共有を図る。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている子どもがいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするために、誰かに訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある子どもがいじめにあっている場合には、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することが考えられる。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性が必要であり、子どもが示す小さな変化や危険信号を決して見逃さないようにしなければならない。

また、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力をもって常に集団の様子に目を配り、よりよい集団にしていこうとする熱い思いと行動力が求められている。

そのためには、子どもの十分な観察はもとより、子どもの実態を把握するための取り組みや、客観的に状況を把握できるシステムの構築と推進が必要である。あわせて、子どもが相談しやすい体制づくりに努めなければならない。

さらに、常日頃から保護者や地域から情報を提供してもらえるように、その信頼関係を築くとともに、連携を深めておくことが重要であると考えられる。そして提供された情報や気付いた情報については積極的に情報交換をおこない、情報を共有することでいじめを早期に発見し、組織的な早期対応につなげられるように努める。

2. 早期発見のための取組み

- (1) 子どもの実態把握の具体的な方法として、毎学期ごとに「こころとからだのアンケート」を実施し、指導部会でその結果についての情報を共有するとともに、必要に応じて職員会議や子どもと学校を考える会議(子学会議)で報告し情報を共有する。また、内容によっては緊急のいじめ対策委員会を行い、その後学校全体でその内容について共有し、組織としての対応を図る。加えて、スクリーニングシートの効果的な活用等、客観的な状況の把握と改善に努める。
- (2) 大人が気付きにくい時間や場所、遊びやふざけ合いを装って行われるなど判断されにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかという意識をもって、早い段階から的確に関わることができるよう、教職員自身が常に学級・学年の子どもの状況を把握するとともに、日ごろから学級・学年の子どもからの情報提供や相談事案に対して、常に子どもに寄り添いながら相談を受けることを大切にする。
- (3) 担任にかかわらず、学年の教師集団や授業等で関わる教職員、養護教諭や児童支援コーディネーター、スクールカウンセラー等、校内のだれもが子どもからの情報提供や相談を受けることのできる体制を整えるとともに、複数の教職員が的確に関わりをもつことで、子どもが困ったことがあれば校内のだれに相談してもいいという思うことができるような雰囲気をつくる。
- (4) 保護者や地域の方々等外部からの情報提供を得ることができるよう、連携を深め信頼関係を築くように努める。
- (5) 校長自らが、子ども・保護者・地域に対して、いじめを許さないというメッセージを発するとともに、いじめと思われる事例に迅速に対応する学校指導体制を整え、保護者から安心して相談される状況を作り出す。

第4章 いじめへの対処

1. 基本的な考え方

いじめにあった子どものケアが最も重要であり、最優先に迅速かつ慎重に行わなければならない。また、いじめ行為に及んだ子どもに関しては、その原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた子ども自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような一貫した継続的な指導が必要である。

いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。また、たとえ解決に至りいじめが止んでいる状態が相当の期間継続していたとしても、教職員は被害・加害の子どもについて、その後継続的に注意深く観察し見守る必要がある。(子どもだけでなく保護者への連絡も含め、少なくとも3か月を目安とし必要に応じさらに長期間)そして最終的には、事象に関係した子ども同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な子どもや保護者への対応については、策定した「問題行動への対応チャート」に照らし合わせて適切に行い、そのレベルによって外部機関とも連携する。

学校だけでは対処が困難と判断された場合には、校区スクールカウンセラーや大阪府及び羽曳野市スクールソーシャルワーカーをはじめ、羽曳野市教育委員会・羽曳野市こども家庭支援課等とも連携をはかり、その解決に向けて全力で取り組まなければならない。

2. いじめ認知後における取組み

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、子どもや保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴したりする。また、疑いのある行為や相談や訴えの内容については、全教職員で共有を図る。その際、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保するよう十分に配慮する。
- (2) 教職員はいじめと疑われる事象を一人で抱え込まず、速やかに学年集団及び管理職・児童支援コーディネーター・指導部長等に報告し、指導部および「いじめ対策委員会」と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係の子どもから事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめであると認知された場合、管理職が羽曳野市教育委員会に報告し、今後の方針を伝えるとともに、教育委員会より指示を受ける。
- (4) いじめられた子どもの保護者・いじめた子どもの保護者への連絡については、必ず双方に対して迅速に行うとともに、連絡帳や電話での連絡で済ますことなく、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている子どもを徹底して守り通すという観点から、羽曳野警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに羽曳野警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた子どもへの指導及びその保護者への支援

- (1) なによりもいじめられた子どもを守ることを大前提とし、いじめた子どもとの関係性について十分に配慮し、いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた子どもに寄り添い支える体制をつくる。
- (2) その際、いじめられた子どもにとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、校区スクールカウンセラーや大阪府及び羽曳野市スクールソーシャルワーカーをはじめ、羽曳野市教育委員会、羽曳野市こども家庭支援課、医療や福祉の専門機関等の協力を得て十分に適切な対応を行う。
- (3) さらに、いじめられた子ども又はその保護者が希望する場合には、訪問や別室による学習の保障や、羽曳野市教育研究所内の「ひまわり教室」「アサガオ教室」の活用、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

4 いじめた子どもへの指導及びその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる子どもからも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる子どもからの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。教育的配慮の下、毅然とした対応で指導するとともに、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、児童の人格の成長や社会性の向上に主眼を置いた指導を行う。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた子どもの保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた子どもへの指導に当たっては、「問題行動への対応チャート」に照らしてレベルに応じた適切な対応を行う。いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた子どもが抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該の子どもの安心・安全、健全な人格の発達に配慮しながら、反省を促すための別室指導や状況によって出席停止について教育委員会と協議・検討するとともに、学習の保障についても配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて校区スクールカウンセラーや大阪府及び羽曳野市スクールソーシャルワーカーをはじめ、羽曳野市教育委員会、羽曳野市こども家庭支援課、医療や福祉の専門機関等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした子どもに対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった子どもに対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた子どもに対しても、そうした行為がいじめを受けている子どもにとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の子どもは、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、勇気をもって必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを子どもに徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の子どもたちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての子どもが、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって子ども一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、子どもが他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった子どもの指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの子どもへの対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、子どものエンパワメントを図る。その際、校区スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や校外学習、宿泊行事等は、子どもたちが人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、健康体育部や各学年等において、子どもたちが意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。また、日常の学校生活においても「丹比っ子スタンダード」にある「認める・ほめる」活動や「成長を促す」活動に意図的に働きかけ、あらためて子どもたちが自己有用感や自己肯定感をはぐくみ、自信をもって自己実現をめざすよう、粘り強く取り組みを進める。

6. ネット上(主に SNS)のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等が認知された場合、まず学校として問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、指導部において対応を協議し、関係の子どもからの聞き取り等の調査、校区スクールカウンセラーとの連携等、子どもが被害にあった場合のケア等必要な措置を講じる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだものへの対応については、羽曳野市教育委員会への報告・相談とともに、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、社会で起きている出来事に関心を持ち、周りに溢れている情報を選択する力を育成する機会を設ける。研究部から情報教育全般への指導とあわせて、人権支援教育部から「情報モラル通信」を年数回発行し、子どもへの指導とともに懇談会等での保護者への啓発に努める。

7. 成長・発達を支える指導

- (1) いじめに向かわない態度・能力の育成のため、学校教育活動全体を通じて、人権教育や道徳教育の充実、読書活動や体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い生活体験・社会体験の機会を設け、他者の気持ちを共感し理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- (2) また、自他の意見の相違があっても互いを認め合いながら建設的に調整し解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのように影響を与えるか判断して行動できる力など、児童が円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。